

○津山圏域資源循環施設組合職員の扶養手当支給認定取扱要綱

平成27年2月20日

津山圏域資源循環施設組合訓令第1号

(目的)

第1条 津山圏域資源循環施設組合の職員（津山圏域資源循環施設組合職員の給与に関する条例（平成27年津山圏域資源循環施設組合条例第3号。以下「条例」という。）第2条第2項の職員を除く。以下「職員」という。）における扶養手当の支給認定の取扱いについては、条例及び津山圏域資源循環施設組合職員の給与支給規則（平成27年津山圏域資源循環施設組合規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(扶養義務者の認定)

第2条 規則第2条により準用する津山市職員の給与支給規則（昭和27年津山市規則第5号）第4条第1項に規定する主たる扶養義務者の認定については、家計の実態及び社会常識に基づいて次のとおりとする。

(1) 夫婦共働きの場合の主たる扶養義務者

原則として、世帯主（主としてその者の収入により世帯の生計を支えている者をいう。以下同じ。）を主たる扶養義務者とする。ただし、世帯主が失業、病気等により長期にわたり収入がない場合は、その期間について職員である配偶者を世帯主とみなして扶養義務者として認定することができる。

(2) その他の場合の主たる扶養義務者

原則として、扶養親族と同居している者を主たる扶養義務者とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 職員が扶養親族と同居していない場合であっても、扶養親族を他の者と共同して扶養し、送金等の援助を当該職員が行っているときは、当該職員を扶養義務者として認定することができる。

イ アの場合において、送金等の援助を他の者が行っている場合であっても、他の者が扶養親族と同一市町村に居住していなく、当該職員が扶養親族と同一市町村内に居住しているときは、原則として当該職員を扶養義務者として認定するものとする。

付 則

この要綱は、訓令の日から施行する。